

令和6年第12回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和6年10月25日(金) 午後3時00分～午後3時13分

2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	岩谷 史人
	委 員	東 みどり
	委 員	國安 環
事務局	教育部長	白坂 博司
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏

4 議 事

議案第54号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第55号 幕別町教育支援委員会委員の委嘱について

議案第56号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、第12回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第11回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、第11回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(白坂 博司) 本日の事務報告はありません。

笹原教育長 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、議案第54号、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。それでは、日程第5、議案第54号について、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第54号、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例の申し出」について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページ、別紙の「議案第54号説明資料」をお開きください。

この度の改正は、令和8年3月をもって途別小学校を閉校することとなりましたことから、幕別町立学校設置条例の一部を改正するものでありますが、ここで、途別小学校が閉校するに至った経緯等について説明いたします。

途別小学校は、明治35年、「途別簡易教育所」として開設以来、地域の教育や文化の拠点として、地域住民の心の拠り所として大きな役割を果たしてこられ、1,600人を超える卒業生は各地でご活躍され、社会発展のために貢献されております。しかしながら、現在14人の児童数が今後さらに減少し、事務職員や養護教諭の配置が見込めなくなる見通しであることを踏まえ、8月、途別小学校PTAをはじめ、地域の3つの町内会(途別、日新2、上稲志別)及び途別小学校同窓会から、町と町教育委員会に対して、「令和7年度末をもって、途別小学校を閉校し、札内南小学校へ統合をする」旨の要望書の提出があったところであります。提出に至る経過といたしましては、昨年8月から、PTAにおいて、小学校の今後の在り方についての協議を重ねられ、本年3月、PTAの総意により閉校の確認を行い、さらに5月には、住民説明会が開催され、閉校について地域から全会一致の承認を得たと伺っております。町といたしましても、途別小学校の輝かしい歴史を閉じなければならないという苦渋の選択をされた地域の判断に敬意を表するとともに、その思いを尊重することとし、閉校することとしたものであります。

議案第54号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。

左が現行条例、右が改正条例になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いておりますが、現行条例の別表第1、「幕別町立途別小学校の項」を削るものであります。

議案書1ページにお戻りください。附則についてであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行する、とするものであります。

なお、今後は、円滑な統合に向けた準備や校舎等の跡利用について、地域と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第54号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第54号は原案のとおり可決しました。秘密会を解きます。

笹原教育長 次に、日程第6、議案第55号、「幕別町教育支援委員会委員の委嘱について」説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第55号、幕別町教育支援委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書は2ページになります。

幕別町教育支援委員会委員は、障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して適切な就学の支援を行うため、幕別町教育支援委員会設置条例第3条の規定に

より教育職員をはじめ、医師、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員、学識経験者の方々から25人以内で教育委員会が委嘱することとなっております。

現在は、令和5年11月1日から令和7年10月31日までの2年の任期で、合計20人の委員に委嘱しておりましたが、これまで委嘱している方内、教育職員の人事異動に伴い1人、わかば幼稚園の開園に伴い、幕別認定こども園の職員1人の合計2人の委員を残任期間まで委嘱するものであります。

新たな委員につきましては、幕別中学校校長の久保睦則氏、幕別認定こども園園長の渡部真矢子氏の2人であります。

任期につきましては、前任者の残任期間となります令和6年10月25日から令和7年10月31日までであります。

なお、南十勝こども発達センターは令和5年度をもって共同利用を終了したことから、棟方千尋氏を解嘱し、また、忠類地域の子どもたちの発達支援は、発達支援センター忠類分室で行っており、発達支援センター職員が教育支援委員会委員にすでに委嘱していることから、委員の補充は行わず、1人減の合計19人の委員の体制となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第55号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決しました。

笹原教育長 次に、日程第7、議案第56号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。それでは、日程第5、議案第56号について、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第56号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について、ご説明を申し上げます。議案書3ページになります。

説明につきましては、本日お配りいたしました右上に「議案第56号別紙」と記載された資料をご覧ください。

本件につきましては、令和6年度就学援助の追加認定に関するものであります。名簿につきましては、年度当初からの連番による管理をしているため、本日お諮りするものはNo.214からとなっております。

名簿No.214の世帯は、運用要綱第6条第1号(ク)の認定要件に該当する児童扶養手当を受給している世帯でありますので、運用要綱における認定要件に該当いたします。認定は申請書提出日の翌月からとなることから、認定を10月から可とすることでお諮りいたします。

なお、本日お諮りするものを含めまして、下段の前年同月比較の表をご覧ください。

認定者数で申し上げますと、小学生申請者数184人に対し認定者数143人で全体の児童数の割合は11.3%、中学生申請者数119人に対し認定者数102人で全体の生徒数の割合は14.3%、全児童生徒の割合では12.4%の認定率となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決しました。秘密会を解きます。

笹原教育長 議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございましたか。

(ありません。)

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第12回教育委員会会議を閉じます。